

議案第26号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月26日提出

二宮町長 村田 邦子

3専 第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和3年3月31日

二宮町長 村田 邦子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月26日に可決され、令和3年3月31日公布、令和3年4月1日に施行されるため、二宮町税条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第8項の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第22条第1項」に、「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第21項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に、「附則第30項」を「附則第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 改正後の二宮町税条例附則第8項の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について適用し、令和2年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

(議案第26号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第22条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～20 (略)</p> <p>(環境性能割の非課税)</p> <p>21 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年12月31日までの間(附則第28項において「特定期間」という。)</u>に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>22～30 (略)</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>9～20 (略)</p> <p>(環境性能割の非課税)</p> <p>21 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日までの間(附則第30項において「特定期間」という。)</u>に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>22～30 (略)</p>